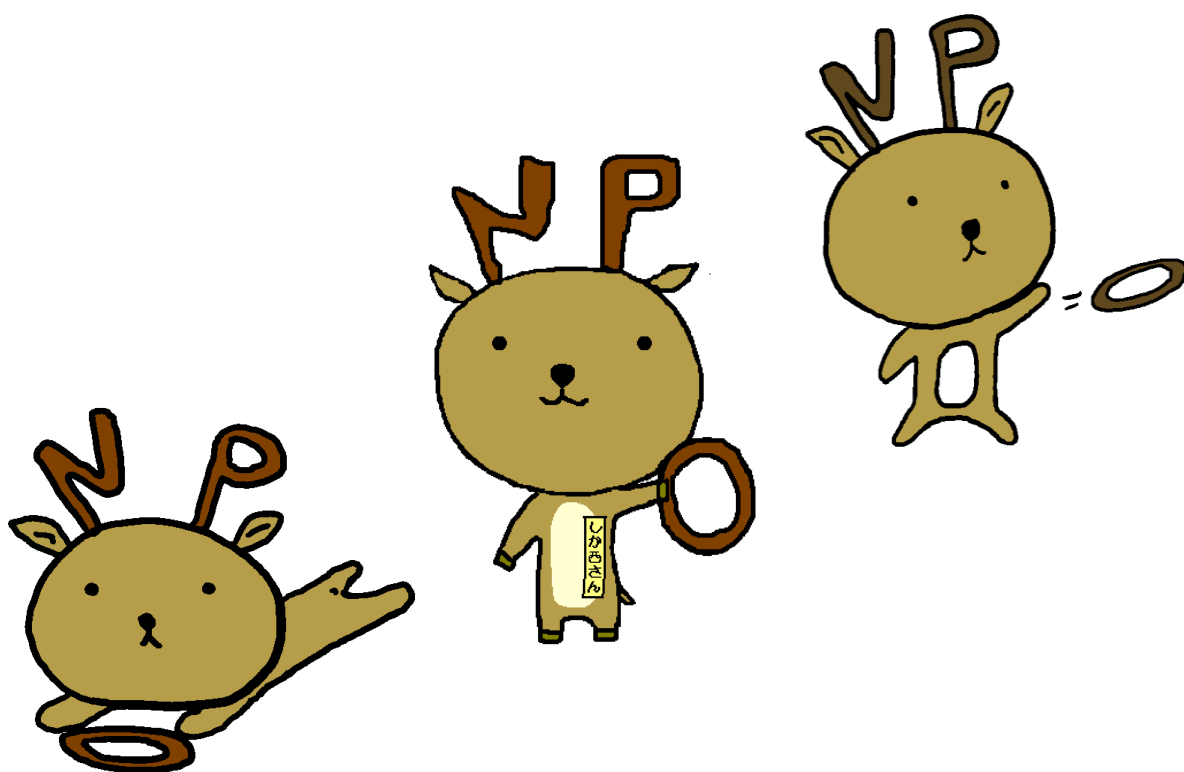


奈良市NPO法人条例指定制度



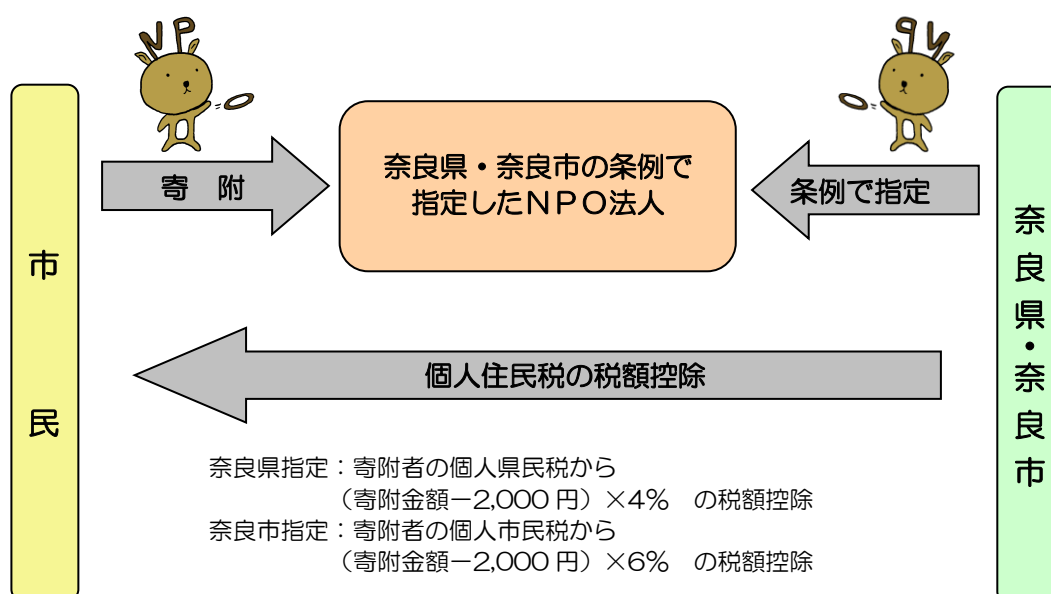
奈良市市民部地域づくり推進課



都道府県又は市区町村が条例において指定した特定非営利活動法人（以下「指定NPO法人」という。）に市民が寄附した場合、個人住民税の税額控除が受けられる制度で、具体的には、寄附をすると寄附金額から2,000円を引いた額の10%（市民税6%、県民税4%）が個人住民税から税額控除されるものです。（さらに、その法人が、県が認定した「認定NPO法人」の場合、その法人に寄附をすると、個人住民税の控除に加え、当該寄附金2,000円を引いた額の40%の所得税税額控除又は所得控除のいずれかを選択することができます。）

奈良市においても、平成25年4月より「奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例」を施行しています。

また、奈良県においても現在同様に条例指定制度が導入されています。



税額控除の根拠法令（地方税法第314条の7第1項第4号）
 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第三項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及び認められるものを除く。）





(1) 個人寄附者のメリット

奈良市民の寄附者が税制優遇を受けられ、寄附促進につながります。

奈良市の指定を受けたNPO法人に市民が寄附をすると、個人市民税から寄附金額の合計額が控除対象下限額の2,000円を超える額について、6%の税額控除が受けられます。

また、寄附した団体が奈良県からも条例指定を受けていれば、さらに個人県民税から同様に4%の税額控除が加わり、合わせて10%の税額控除が受けられます。

さらに、寄附した団体が認定NPO法人であれば、指定による税額控除10%に加えて、所得税からも40%の控除が受けられます。

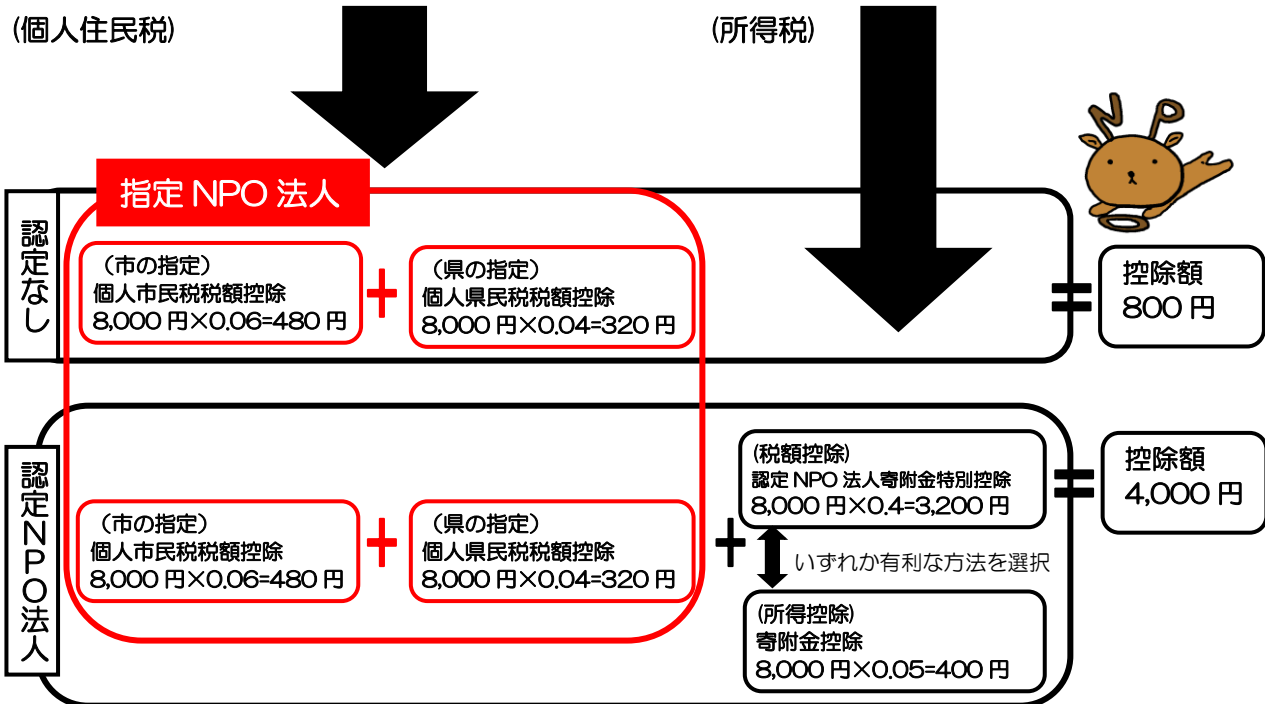
※ただし、申告する必要があります。

【市民がNPO法人に10,000円寄附した場合】

寄附金額（課税対象額）

10,000円 - 2,000円 = 8,000円

年収300万円（課税所得192万円）所得税率5%の場合



※寄附金は指定NPO法人になった年の1月1日まで遡って控除対象となります。

個人住民税は、寄附した年の翌年度の税額から控除されます。

条例指定NPO法人の場合（認定含む）

市の指定：（寄附金（総所得金額等の30%の相当額が限度） - 2,000円） × 6%を市民税から控除

県の指定：（寄附金（総所得金額等の30%の相当額が限度） - 2,000円） × 4%を県民税から控除

認定NPO法人の場合

税額控除：（寄附金（総所得金額等の40%の相当額が限度） - 2,000円） × 40%を所得税額から控除
（所得税額の25%相当額が限度）

所得控除：寄附金（総所得金額等の40%の相当額が限度） - 2,000円を総所得金額等から控除

(2) 指定NPO法人のメリット

・市民の方々からの寄附を受けやすくなります！

奈良市及び奈良県の条例指定を受けたNPO法人に寄附をした納税者が個人住民税の申告を行うと、個人市民税・個人県民税が軽減されるため、市民からの寄附促進につながります。

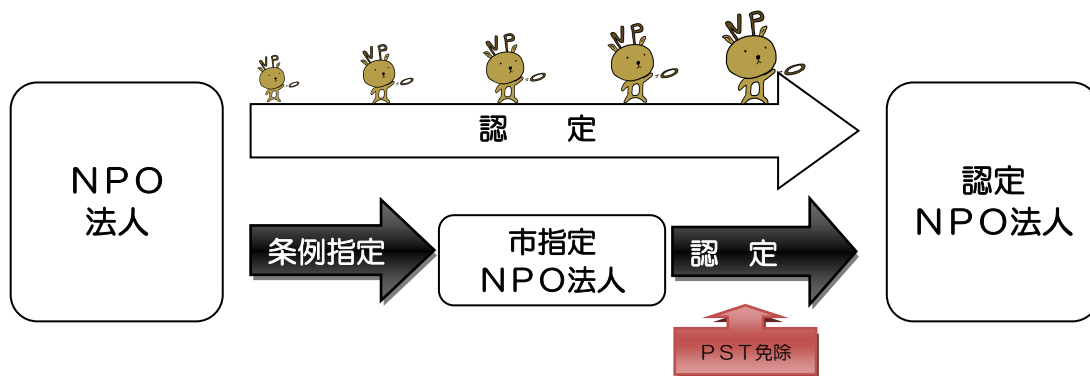
・認定NPO法人になりやすくなります！

条例指定を受けると、認定NPO法人になるための要件のうち、最も難しいといわれているPST（パブリック・サポート・テスト）要件のひとつを満たすことになるため、認定NPO法人になりやすくなります。このPST要件とは、法人が広く市民からの支援を受けているかを示す指標であり、次のいずれかを満たしていることが必要です。

- ①法人の総収入金額に占める寄附金の割合が5分の1以上
- ②その法人に対して年間3,000円以上の寄附をした寄附者が年平均100人以上
- ③法人の事務所のある自治体で条例指定を受けている

多くの法人にとっては①や②を満たすことは難しいですが、③をクリアすることにより、認定NPO法人になりやすくなります。

※認定NPO法人になると、さらに大きな税制優遇を受けることができます。



・社会からの信頼性が高まります！

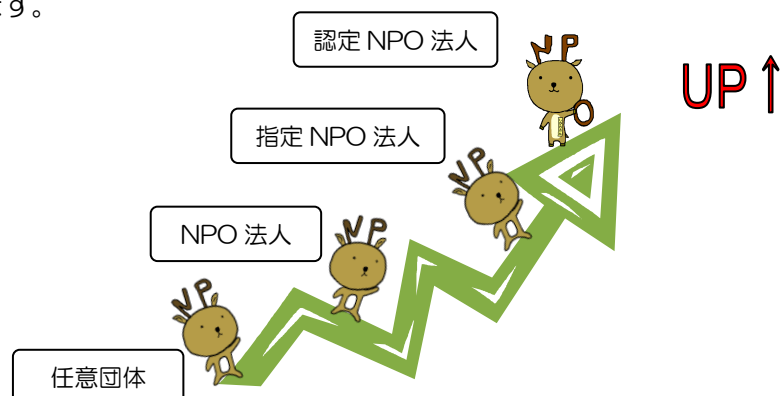
条例に法人名が明記されることにより、知名度が向上し、社会からの信頼性が高まります。

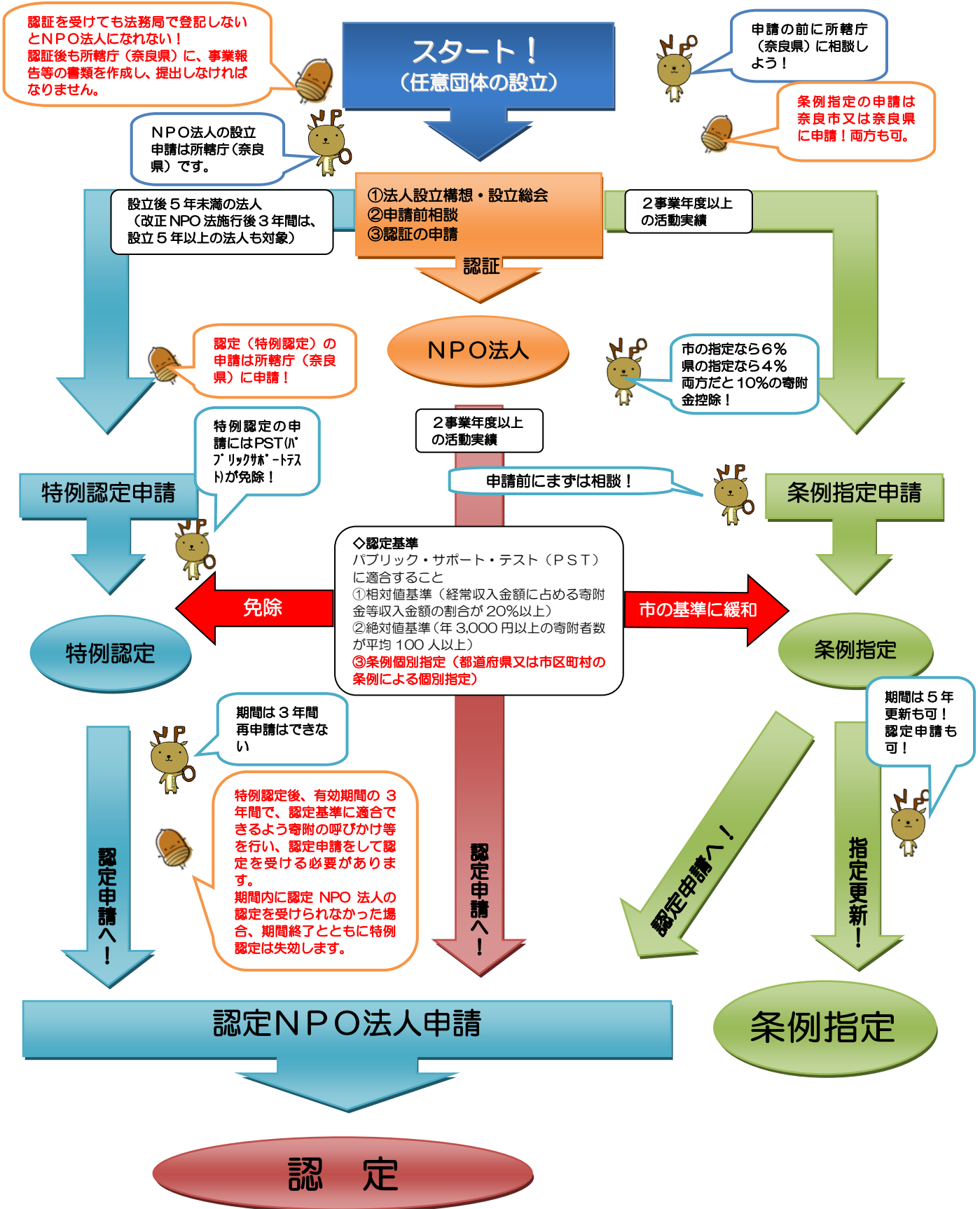
(3) 指定NPO法人になるには

奈良市の指定NPO法人になるためには、市へ申し出をし、一定の要件の審査を受けた後、条例で個別に指定される必要があります。

(4) 指定の有効期間

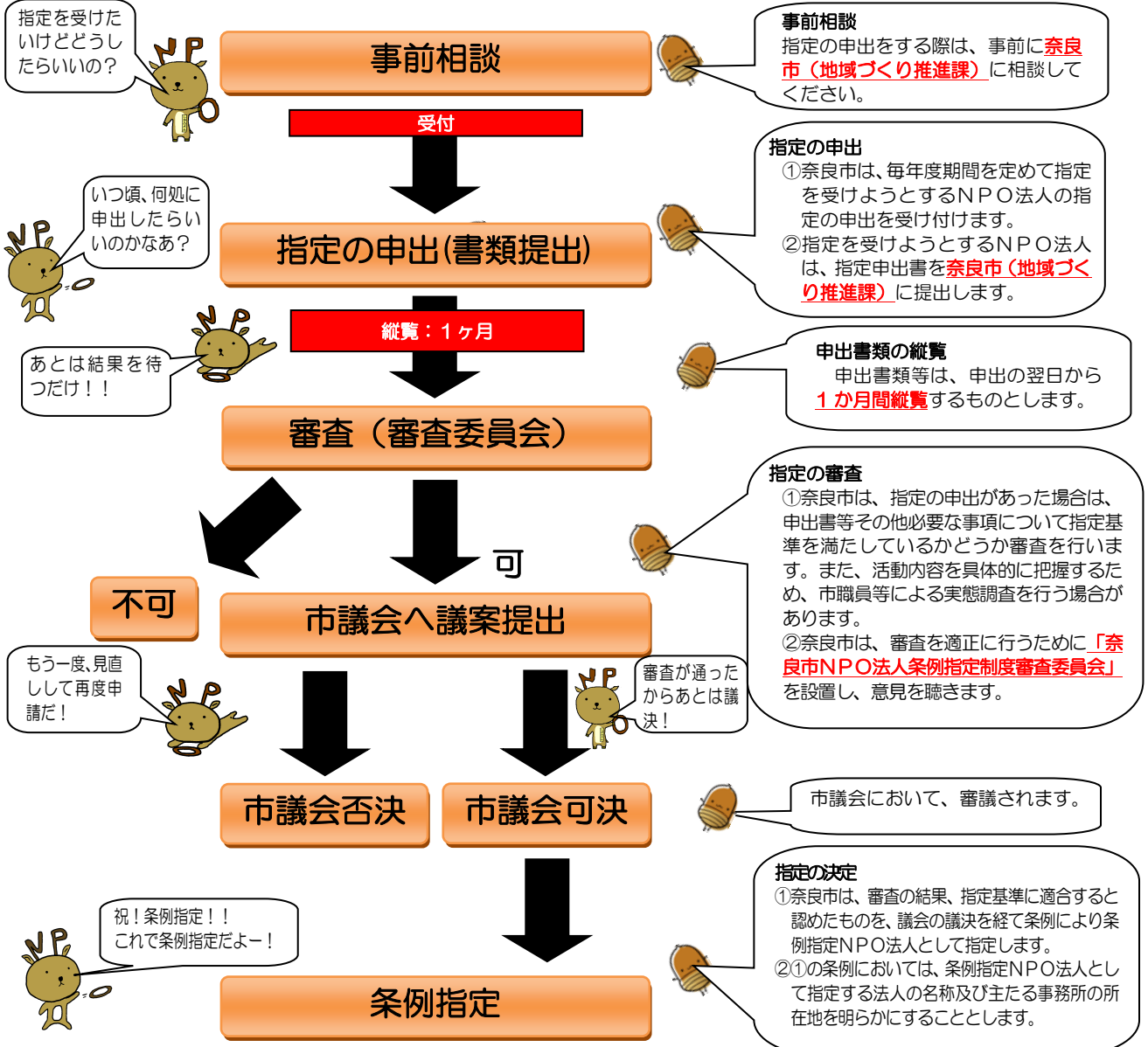
指定の有効期間は5年です。



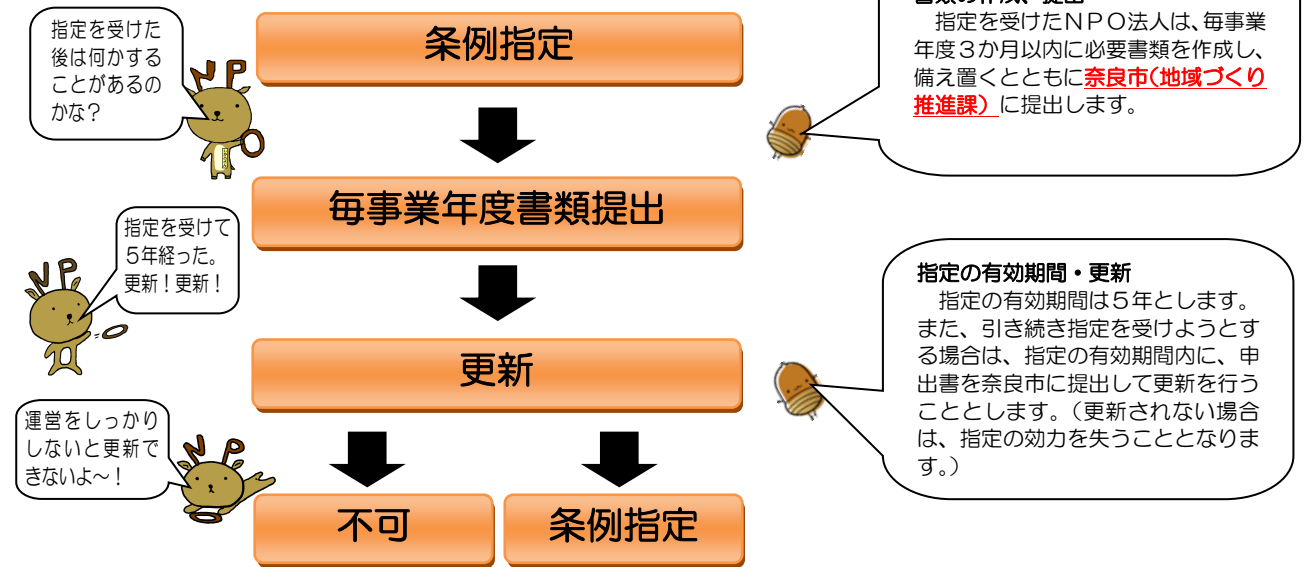


4

申出から指定までの手続



【条例指定を受けた後】



5 指定NPO法人の基準



(1) 指定の対象

奈良市内に事務所を有するNPO法人であること。



【申請可能】

- ・主たる事務所、従たる事務所が奈良市内にある場合
- ・主たる事務所が奈良市以外にあるが、従たる事務所が奈良市内にある場合

(2) 実績判定期間

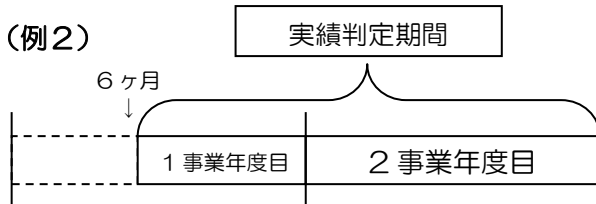
(新規申請の場合) 条例指定の申出の前日までに、少なくとも2事業年度の活動実績があること。

(例1)



指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間。

(例2)



(3) 指定の基準

《公益要件》 ①から④のすべてに該当すること。

①寄附金に関する基準：実績判定期間において、広く市民等からの支援・支持を受けているものとして、次の(ア)(イ)(ウ)のいずれかに適合すること。

(ア) 基準期間内の経常収入金額のうち、寄附金等収入額が占める割合が10%以上であること。

$$\frac{\text{寄附金収入金額}}{\text{実績判定期間の経常収入金額}} \geq \frac{1}{10}$$

寄附金等収入金額

受入寄附金総額-①~④

- ①一者あたりの基準限度超過額
- ②1,000円未満の寄附金
- ③寄附者の氏名住所が明らかでない寄附金
- ④社員から受け入れた会費の合計額から、共益的活動に係る部分の金額を控除した金額

経常収入金額

総収入金額-①~⑦

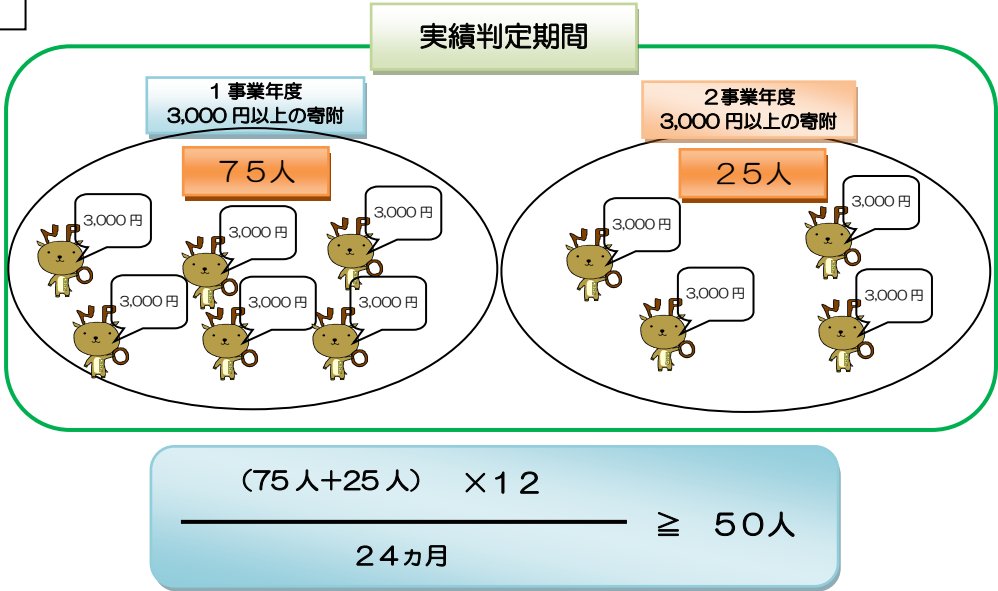
- ①国、地方公共団体からの補助金
- ②国等からの委託事業費
- ③法令に基づく事業の対価のうち、国又は地方公共団体の負担金
- ④資産売却による臨時収入
- ⑤遺贈による寄附金のうち一人当たりの基準限度超過額
- ⑥1,000円未満の寄附金
- ⑦寄附者の氏名住所が明らかでない寄附金



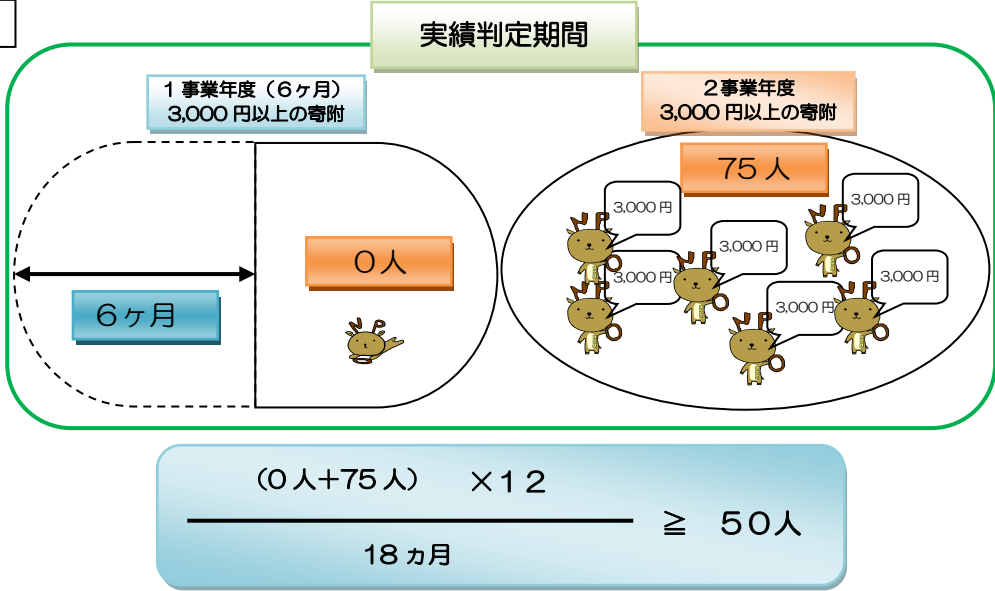
(イ) 年間 3,000 円以上の寄附を年平均 50 人以上から受けていること。

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金額の総額が 3,000 円以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 50 \text{人}$$

例 1



例 2

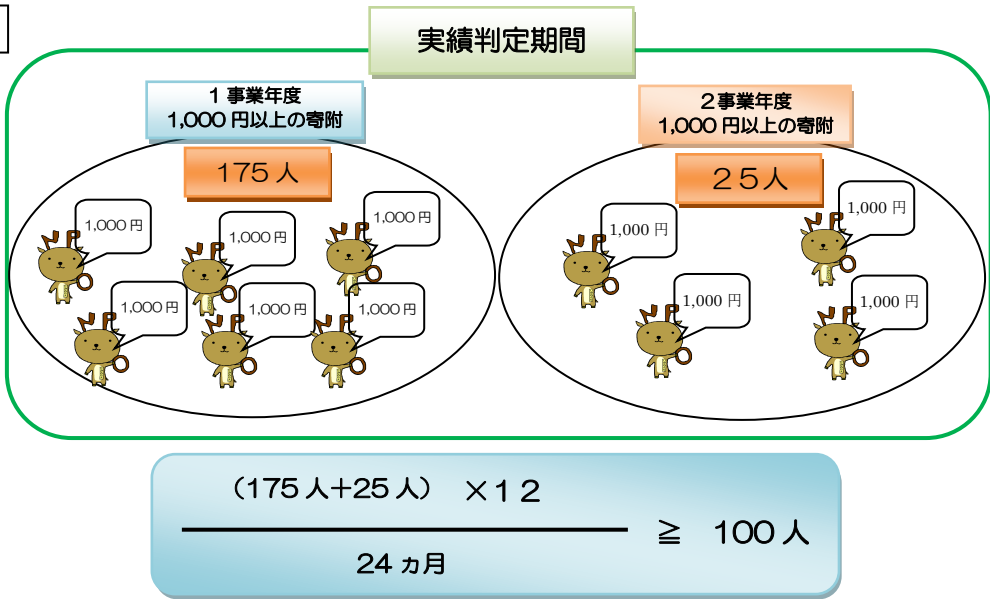


- ① 寄附者の氏名及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。
- ② 寄附者本人と生計を一にする者も含めて 1 人として数えます。
- ③ 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
- ④ 月数は歴に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げて 1 月とします。

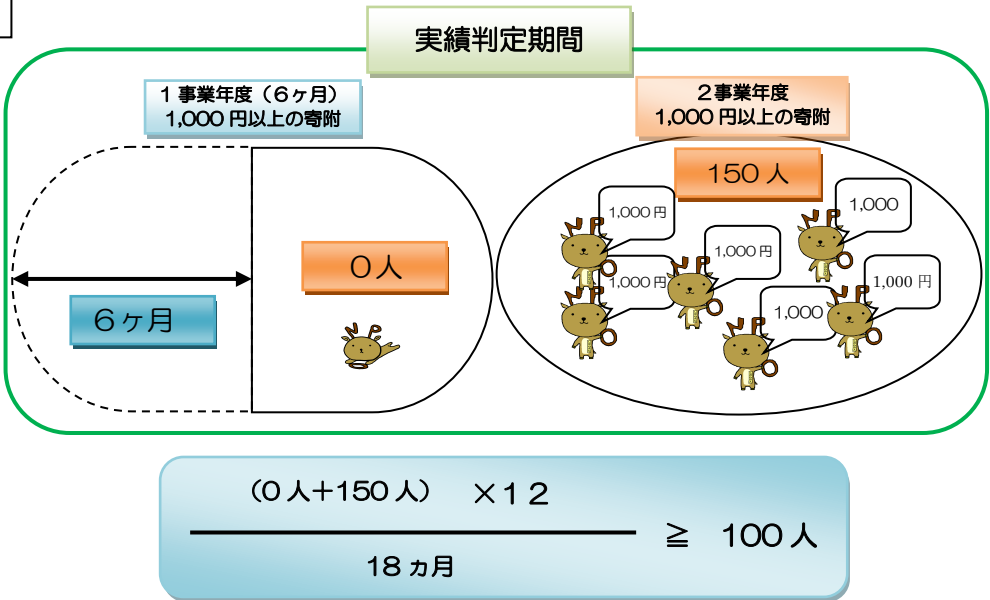
(ウ) 年間 1,000 円以上の寄附を年平均 100 人以上から受けていること。

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金額の総額が 1,000 円以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{ 人}$$

例 1

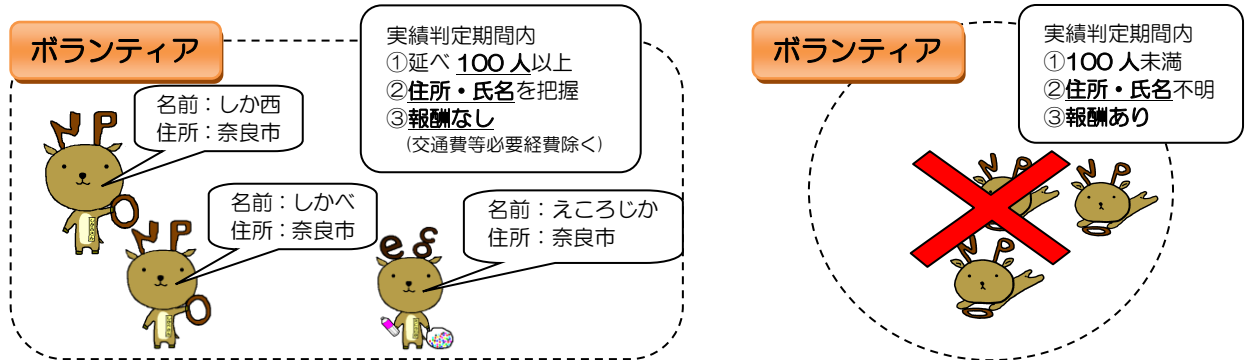


例 2

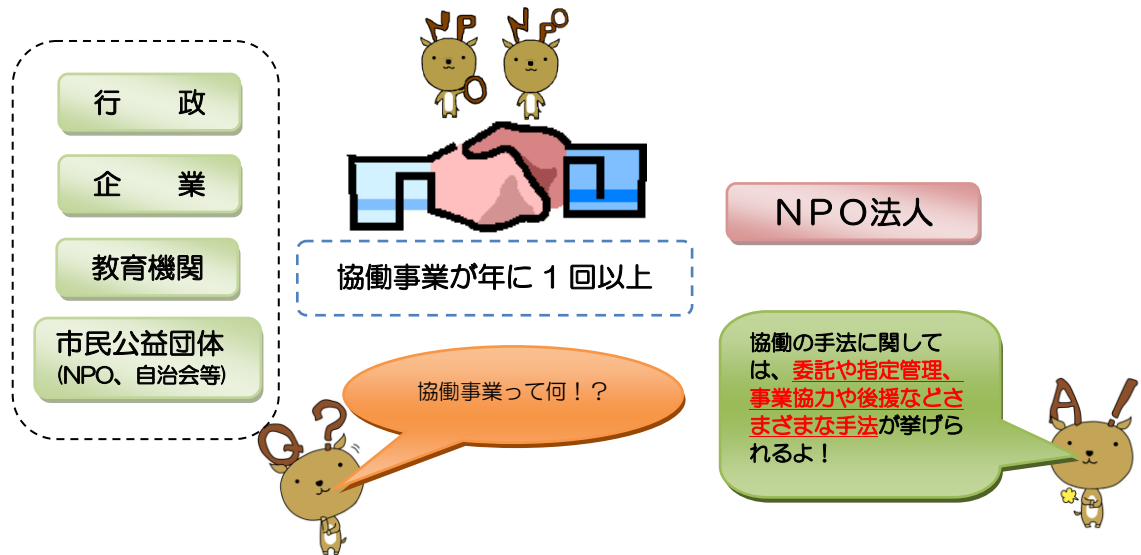


②ボランティア・協働に関する基準：次の（ア）（イ）のいずれかに適合すること。

（ア）当該活動に携わった、氏名等を把握しているボランティアスタッフがのべ100人以上であること。



（イ）協働の実績について、行政や他の団体との協働事業が年1回以上あること。

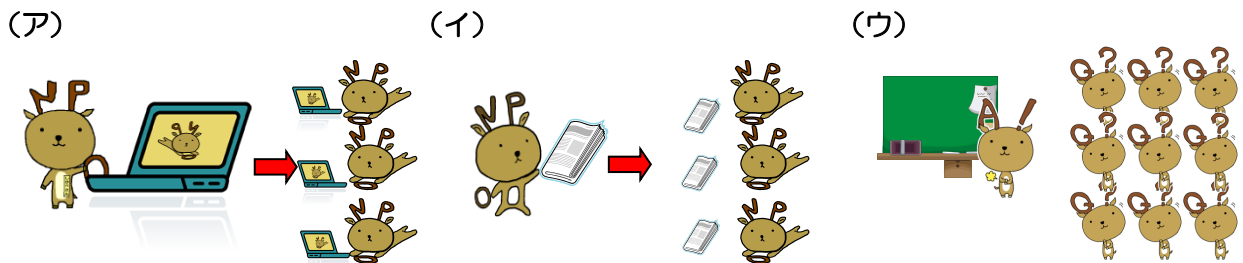


③活動の周知・広報に関する基準：次の（ア）（イ）（ウ）のいずれかに適合すること。

（ア）インターネットを通じて活動を公開している。

（イ）会報誌を発行し、会員以外にも配布・閲覧の対応をしている。

（ウ）一般を対象としたセミナー等を年4回以上実施している。

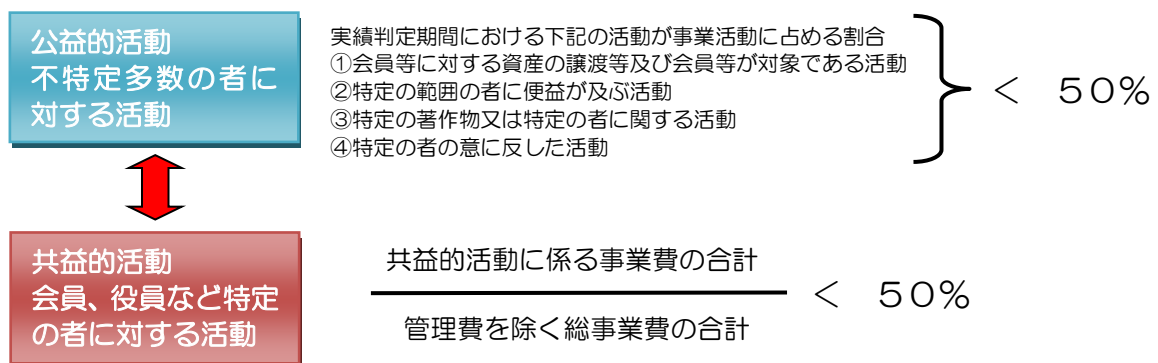


④事業の継続性の基準

継続性のある活動を行っている。

《運営要件》 次の①～⑦のすべてに該当すること。(認定・県の条例指定と同じ)

①事業活動において、公益的な活動の占める割合が50%未満であること。



②運営組織及び経理が適切であること。

★運営組織が次のいずれにも該当すること

- ・当該役員並びに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者占める割合が3分の1以下

$$\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員総数}} \leq \frac{1}{3}$$

- ・特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び3親等以内の親族並びにこれらの者と特殊の関係のある者

$$\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員総数}} \leq \frac{1}{3}$$

特殊の関係

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ ①又は②に掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係



★各社員の評決権が平等であること

★会計について

公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は規則で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

③事業活動の内容が適正であること。

④情報公開を適切に行っていること。

⑤実績判定期間内の各事業年度において、事業報告書を所轄庁に提出していること。

⑥法律違反、不正行為、公益に反する事業等を行っていないこと。

⑦設立の日から1年を超える期間が経過していること。

《欠格事由》 次のいずれかに該当する特定非営利活動法人については、指定のための手続を行わないものとする。

①その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

(ア) 指定を取り消された法人において、その取り消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人の理事であった者でその取り消しの日から5年を経過しない者

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ウ) NPO法若しくは、暴力団不当行為防止法の規定に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員ではなくなった日から5年を経過しない者

②指定を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しないもの。ただし取り消しの理由が主たる事務所の所在地が市外に移転した場合は除く

③定款又は事業計画書の内容が法令等に違反しているもの

④国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの

⑤国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの

⑥次のいずれかに該当するもの

(ア) 暴力団

(イ) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの



**①書類の提出先及び提出方法**

奈良市**地域づくり推進課**の窓口**に持参**してください。

※なお、奈良県の指定を受けるには県に申出していただく必要があります。

②申出に必要な書類や手引きの入手先

奈良市のホームページからダウンロード。

地域づくり推進課の窓口まで。

③事前相談について

指定の申出をするときは事前相談をお願いします。

地域づくり推進課で行いますので、ご希望の方は、お手数ですが、事前に電話でご連絡していただいた上、お越してください。

**【問い合わせ等】**

奈良市市民部地域づくり推進課

奈良市二条大路南一丁目1番1号（市役所北棟4階）

（電話）0742-34-5193

（FAX）0742-34-5194

（メール）chiikidukurisuishin@city.nara.lg.jp

市のホームページ

<https://www.city.nara.lg.jp/site/ordinance/86003.html>

